

# 島原市プレミアム付商品券 登録店マニュアル

※詳細につきましては、『商品券発行事業約款』をご覧ください。

※約款、マニュアル、申請書は、『島原商工会議所ホームページ』よりダウンロードできます。

## お問い合わせ先

島原商工会議所 〒855-8550 長崎県島原市高島二丁目 7217 T E L 0957-62-2101 F A X 0957-62-2393 E-mail info@shimabara-cci.or.jp	有明町商工会 〒859-1415 長崎県島原市有明町大三東戊 1427-3 T E L 0957-68-0255 F A X 0957-68-0223 E-mail ariake@shokokai-nagasaki.or.jp
---	--

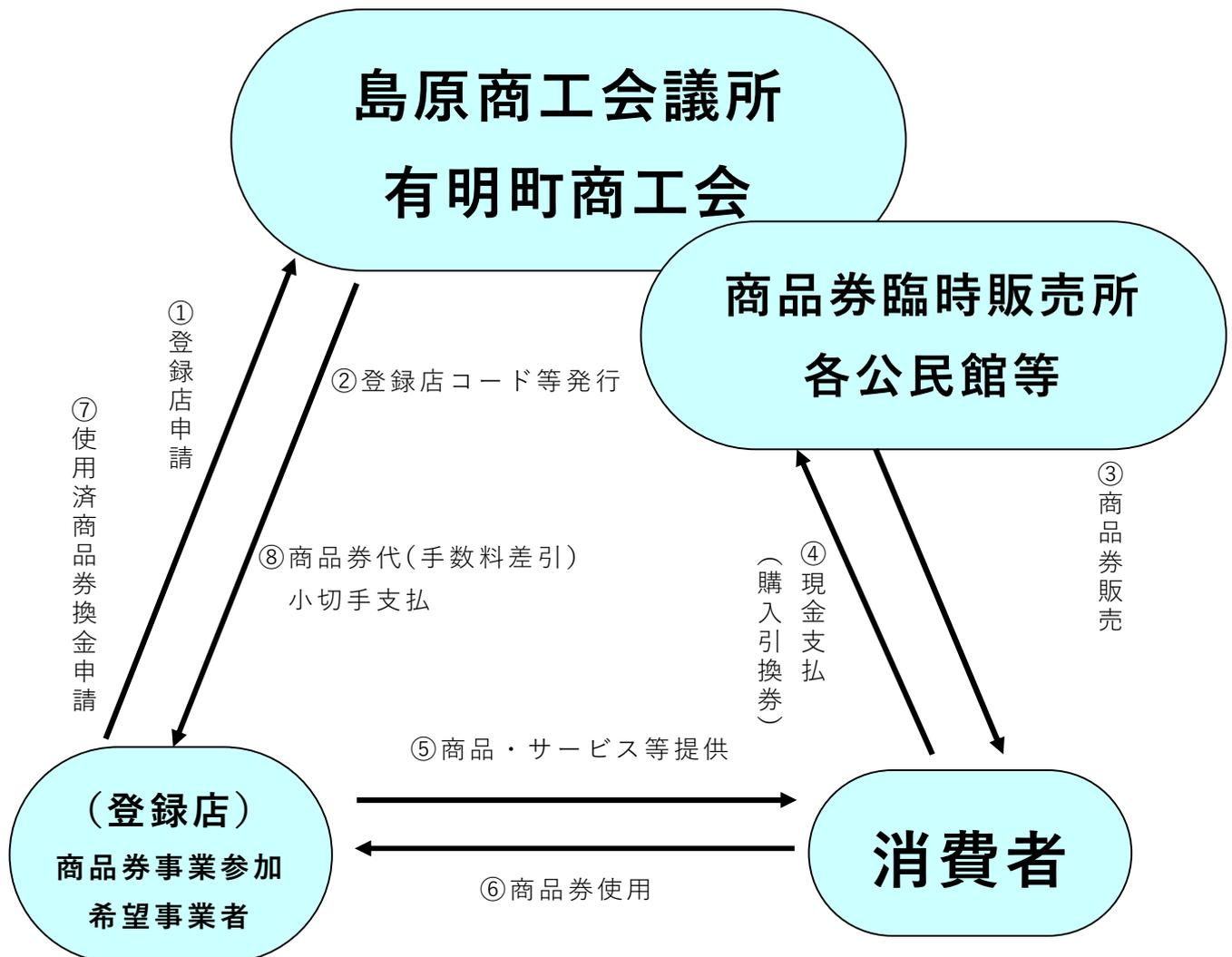
## 【島原市プレミアム付商品券概要】

発行者	島原商工会議所・有明町商工会
名称	島原市プレミアム付商品券
発行額	◆商品券発行総額：2億円 ◆商品券販売総額：1億2千万円
額面	1セット：1,000円券5枚綴（額面5,000円、販売3,000円、40,000セット）
有効期間	令和4年12月4日（日）～令和5年1月31日（火）
販売場所	◆12月4日（日） 島原市役所（本庁舎のみ・ドライブスルー形式） ◆12月4日（日）～12日（月） 森岳公民館 ◆12月4日（日）、5日（月）2地区～6日（火）3地区 三会、杉谷、霊丘、白山、安中の各公民館 ◆12月4日（日）～12日（月） 有明公民館 ※販売時間は、すべて午前10時～午後4時となります。 ※購入には、「購入引換券」が必要となります。
販売方法	事前に、島原市内全世帯主宛にプレミアム付商品券申込書を発送し、購入希望世帯主は、申込期限までに所定の返信葉書にて、希望セット数の申込を行う。 その後、抽選を行い、当選者に購入引換券を発送し、当選者（購入希望世帯主）は、購入引換券を持参し、販売場所にて引換購入。 ※売れ残った場合、再販売は発行者が別途定めるものとする。
換金	◆令和4年12月13日（火）～令和5年2月15日（水） 午前10時～午後3時 島原商工会議所 [月・水・金] 有明町商工会 [火・木] ※土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。 ◆小切手支払（換金手数料差引） 換金手数料：発行者会員事業者 [0%] 発行者非会員事業者（個人・市内本店登記の法人） [1%] 発行者非会員事業者（市外本店登記の法人） [3%] ※登記簿謄本で、市内本店登記か確認を行う。（3ヵ月以内、コピー可） ※令和3年度島原市プレミアム付商品券発行事業の登録店で、本店所在地に変更がない場合は、登記簿謄本の提出は免除。

[令和4年度プレミアム付き商品券見本]



## 【商品券事業の流れ】



## 【登録店の遵守事項】

- ◆商品券には、有効期限があります。

令和4年12月4日（日）～令和5年1月31日（火）

※有効期間を経過した商品券は無効となります。令和5年2月1日以降は、  
使用できなくなります。

- ◆受付期間内（10月24日～11月4日）にご登録頂いた場合、「商品券使用可能登録店」として島原商工会議所のホームページへ掲載します。また、販売時に名簿を作成し、商品券購入者に配布します。

- ◆商品券使用可能登録店として表示を行う場合は、ポスター（カラーコピー、拡大・縮小コピー可）をお使い下さい。（ポスターにつきましては、事業終了後、各登録店で廃棄をお願いします。）

- ◆お客様（消費者）から受け取った商品券（裏面）に店名を記入または店名スタンプ（ゴム印）の押印等をして下さい。

- ◆商品券を登録店自らの商品仕入れや経費等の支払いに使用できません。

- ◆最終換金日は

令和5年2月15日（水）午前10時～午後3時です。

※最終換金日を経過した商品券は換金できなくなります。

## 【お客様（消費者）への対応】

- ◆お客様（消費者）が有効期間中に商品券を持参されたときは、商品券1枚につき1,000円分の商品及びサービス等とお引き換え下さい。
- ◆商品券は、現金と同様に扱って下さい。ただし、商品券の額面に満たない使用のときは、釣り銭は出さないで下さい。
- ◆登録店が商品券を使用できない一部の商品及びサービス等を指定する場合は、お客様（消費者）とトラブルにならないよう、事前告知するなど、最善の対応をするよう努めて下さい。
- ◆商品券でお買い物をされるお客様にも、現金でお買い物をされるお客様にも、同様の対応をお願いします。
- ◆お客様に対して不快感を与えることなく、気持ちのよい対応をお願いします。

## 【汚損した商品券の対応】

- ◆お客様（消費者）が汚損した商品券をお持ちになった場合には、商品券自体及び商品券右上の番号が判別でき、商品券の3分の2以上が残っていれば、ご使用頂いて構いません。

## 【商品券の換金方法】

◆お客様（消費者）から受け取った使用済みの商品券（裏面）に店名スタンプ（ゴム印）がすべて押印等をしてあるか、再度ご確認ください。

◆商品券が100枚以上になる場合は、100枚毎に輪ゴムで束ねて下さい。

◆「島原市プレミアム付商品券換金申請書」（様式第3号）を記入（代表者印押印）して、島原商工会議所もしくは有明町商工会へ提出して下さい。

※「島原市プレミアム付商品券取扱登録証明書」（様式第2号）の提示並びに使用済商品券を添付して下さい。

※換金手続きに来られる方は必ず認印をご持参下さい。

※登録店の登録手続き時に「島原市プレミアム付商品券換金申請書」（様式第3号）を同封しておりますので、コピーもしくは、ホームページよりダウンロードしてお使い下さい。

◆使用済商品券の枚数を確認し、換金手数料を差し引いて、小切手にてお支払いします。

換金手続きの混雑も予想されます。ご迷惑をおかけすることと思っておりますが、ご協力をお願い致します。

## 【商品券事業の仕訳の一例】

[未収金計上で処理される場合]

- ①お客様（消費者）が2,500円の商品を島原市プレミアム付商品券（1,000円券2枚）と現金（500円）で買い物をされました。

借 方		貸 方	
未収金	2,000	売 上	2,500
現 金	500		

- ②換金日にお客様（消費者）から頂いた商品券30枚（未収金30,000円計上）を換金に行った。その際、換金手数料1%を差し引かれ、残金を小切手でもらった。

借 方		貸 方	
現 金	29,700	未収金	30,000
雑 費	300		

[現金計上のみで処理される場合]

①

借 方		貸 方	
現 金	2,500	売 上	2,500

②

借 方		貸 方	
雑 費	300	現 金	300

※上記仕訳、勘定科目は、あくまで一例であり、顧問税理士の先生等にお尋ね下さい。

### 【商工会議所及び商工会は、あなたの参加をお待ちしています。】

この度は、島原市プレミアム付商品券事業に登録店として、ご参加頂き誠に有り難うございます。また会員の皆様には、日頃より商工会議所及び商工会の事業活動にご高配を賜り感謝申し上げます。

商工会議所及び商工会活動の推進力となるのは、地域の商工業者であると言えます。1人でも多くの方々が積極的に参加して頂くことで、地域経済団体としての発言力は高まります。未加入の事業者様におかれましては、是非ともこの機会にご入会を頂き、色々なご意見をお寄せ頂くとともに、商工会議所・商工会を積極的にご活用頂きたいと思っております。会員の皆様におかれましては、地域経済の発展のために引き続きご支援ご協力を頂きたいと存じます。

結びに、今回の商品券事業開始にあたり、何卒内容等ご理解頂き、ご不明な点等ございましたら、お気軽に問い合わせ下さい。